・ 子育て ガイドブック



軽米町

「子育て支援日本一のまちづくり」をめざして

軽米町子育てガイドブックの発刊にあたりひと言ごあいさつを申し上げます。 近年、少子化・核家族化の進行や、保護者の就労形態の多様化に伴い、子育 て世代を取り巻く環境は、大きく変化しています。

軽米町は、子育て支援日本一を目指し、子どもを産み育てることにやさしい 町づくりに取り組んでおります。子育て世代は将来の社会を支える要であり、 また、子どもたちは町に活気をもたらす存在であり、次代を担う当町の宝でも あります。

子どもたちが、将来に夢を持ち健やかに成長できるよう、また、保護者の皆 さまが安心・快適に子育てができるよう、この子育てガイドブックを活用くだ さるようお願いいたします。



||本 賢一



軽米町教育長 菅波 俊美

軽米町の教育行政について

軽米町教育委員会では、町の将来を担う子どもたちの健全な成長と生涯学 習の町のさらなる発展に向けて、子育て環境、学習環境の充実を図っており ます。

入学前教育については、一人ひとりの個性を伸ばし生涯にわたる人格形成 の基盤を育みながら、給食の提供や預かり保育の実施などにより子育て支援 を行っております。

児童生徒に対しては、安心安全な学習環境の中で、習熟度に応じた確かな 学力を育むとともに、姉妹町である北海道音更町の小学生との相互訪問や、 中高生の海外派遣事業など体験的な活動機会の充実により、子どもたちの健 全な成長を目指して参ります。

軽米町の子育て支援事業一覧 ·····P2~5
子どもが生まれたら - 出生・乳幼児P6~8
健診に行こう! ―乳児健診でこんなことします― P9
保育園・幼稚園においでよ!P10
すくすくと、夢に向かって —小・中・高・就学—·P11~12
2人の将来を応援 —就労・結婚・その他—P13~14



₹ 軽米町の子育て支援事業一覧

(平成29年3月末現在)

対 象	区分	支援策(名称)	概要	担当課 (担当グループ)	ページ
0 歳~ 就学前	福祉	保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育をする施設で、通常保育時間を超えての延長保育などにも対応しています。同時入所の2子目から保育料は全額無料で、1子目も、国で定める基準に対して3割程度となっています。	健康福祉課福祉G	10
	福祉	子育て支援 センター (ピヨピヨ広場)	就学前のお子さんと保護者の方が、気軽に 集まり、遊んだりおしゃべりをしたり、交 流する場です。	健康福祉課 福祉G	
2·4·7·10 か月の乳児	保健	乳児健診 離乳食相談	赤ちゃんの発育・栄養状態の確認、先天的な病気の有無・早期発見、予防接種の時期や種類の確認などを行います。小児科医や保健師、栄養士による相談も同時に行います。		8~9
1歳 1歳6か月 2歳 3歳 の乳幼児	保健	幼児健診 幼児歯科検診	対象の時期にお子さんの発育・栄養状態の確認、先天的な病気の有無・早期発見、予防接種の時期や種類の確認などを行います。また、歯科検診、フッ素塗布、歯科衛生士による歯磨き指導も行います。小児科医や歯科医、保健師、栄養士、歯科衛生士による相談も同時に行います。	健康福祉課 健康づくりG	7~9
新生児~幼児(6歳)	医療	乳幼児医療費助成	医療機関の制限なく、医療費が無料になり ます。ただし、医療費助成の該当は保険が 適用になるもののみです。	町民生活課 町民生活G	7
就学前の	保健	幼児教室 (うまっこ教室)	集団遊び、個別相談を通して安心して子育 てできるように支援します。	健康福祉課 健康づくりG	
乳幼児	保健	発達相談	幼児の専門スタッフによる個別相談を行ない、子どもの発育・発達を確認する機会と して親子を支援します。	健康福祉課 健康づくりG	
幼児~小学生	教育	おはなしの会 「図書館ひろば」	毎月(8月・3月を除く)、町立図書館を会場に、ボランティアグループによる絵本の読み聞かせや季節に合わせた遊びなどを行います。	町立図書館	
幼稚園児~ 中学生	教育福祉	フッ化物洗口	町内の幼稚園や保育園で、フッ化物洗口を 無料で実施しています。	教育委員会事務局 教育総務G 健康福祉課 福祉 G	
乳幼児~ 高校生	教育	子どもの読書活動推進	子どもの健やかな成長を育む読書活動を推 進するため、読書環境整備や講座の開催等 で子どもの読書活動を支援します。	教育委員会事務局 生涯学習G	
3歳~ 就学前	福祉	へき地保育所 (笹渡保育園)	交通条件等に恵まれない地域において、保 育が必要な児童が入所できる施設です。	健康福祉課 福祉 G	10

対 象	区分	支援策(名称)	概要	担当課 (担当グループ)	ページ
3歳~ 就学前	教育	幼稚園	小学校入学までの幼児の教育をする施設です。平成27年度からは、所得に応じた段階的な保育料の減免や、以前よりさらに時間を延ばして最大午後6時までの預かり保育も行っています。	軽米幼稚園	10
5歳児	保健	5歳児教室	安心して就学を迎えられることを目指して 健康チェック、栄養講話等を行います。 同時 に専門スタッフによる個別相談を行います。	健康福祉課 健康づくりG	
小学1年~ 3年生	教育	放課後子ども教室 推進事業	町内全小学校を会場に、地域住民の協力を 得て、放課後の安全・安心な居場所づくり を行っています。	教育委員会事務局 生涯学習G	12
小学生	教育	子ども会育成会の 支援	ニーズに応じた研修会の開催や学習機会の 提供等で支援を図ります。 また、小学5年生を対象に、姉妹町である 北海道音更町との相互訪問交流を毎年行っ ています。	教育委員会事務局 生涯学習G	
	福祉	放課後児童クラブ	就労等で保護者が日中家にいない児童を放 課後に預かります。(減免制度もあります)	健康福祉課 福祉 G	12
	教育	要保護・準要保護家庭への就学援助	経済的理由等により就学困難と認められる 児童生徒の保護者に対し、学用品費・給食 費等の援助を行います。	教育委員会事務局 教育総務G	11
	教育	特別支援員の配置	一斉指導では学習や学校生活が困難な児童生 徒の支援のため、支援員を配置しています。	教育委員会事務局 教育総務G	
小・中学生	教育	学力向上支援員の 配置	担任と連携し、特定教科の授業指導など、きめ細やかな指導を行います。	教育委員会事務局 教育総務G	12
	教育	特別支援教育就学 奨励	特別支援学級児童生徒の保護者へ経済的支 援をします。	教育委員会事務局 教育総務G	
	教育	スクールバス運行	徒歩での通学が困難な地域へスクールバス を運行しています。	教育委員会事務局 教育総務G	
	教育	スポーツ少年団の 育成	健全育成及びスポーツ少年団活動の充実を 図ります。	教育委員会事務局 生涯学習G	
	医療	児童・生徒医療費 助成	医療費が無料です。	町民生活課 町民生活 G	11
小学生~ 高校生	教育	給食費助成	給食費を年度内に完納した方に対し、その 一部を助成します。	教育委員会事務局 教育総務G	
	教育	学校支援地域本部 事業	各小中学校と高校の学校図書館の支援を行い、児童生徒の読書推進を図ります。 地域住民によるスクールガード「見守り隊」 を結成し、小学生の登下校時の安全安心を 確保します。	教育委員会事務局 生涯学習G	
中学生	教育	キャリア教育	町内企業での職場体験を通じて、将来の仕 事を考える機会を提供します。	教育委員会事務局 教育総務G	12

対 象	区分	支援策(名称)	概要	担当課 (担当グループ)	ページ
軽米高校生	教育	副食給食の提供	希望者に副食給食を提供しています。	教育委員会事務局 教育総務G	
社小问仪工	教育	バス通学費助成	軽米高校へのバス通学費を助成します。	総務課 企画 G	
18 歳まで	保健	予防接種事業	中学生まで定期の予防接種は無料で受けられます。また、18歳までインフルエンザの予防接種を一部助成します。	健康福祉課 健康づくりG	
学生	教育	育英奨学金貸付	経済的理由によって就学が困難な方に奨学 金を貸付けしています。	教育委員会事務局 教育総務G	11
	教育	家庭教育支援事業	保護者を対象に、子どもの発達段階に応じた 家庭教育に関する学習機会を提供します。	教育委員会事務局 生涯学習G	
	出産	すこやか ベビー祝金	第2子以降を出産した場合、町から祝金を 贈ります。	町民生活課 総合窓口 G	6
	出産	妊産婦医療費助成	妊娠 5 か月目の月の初日から出産した翌月 末までの医療費が無料です。	町民生活課 町民生活 G	
	出産	出産一時金	子ども1人につき 42 万円までの出産費用 の補助を行います。	町民生活課 町民生活 G	6
	医療	限度額認定証	医療費が高額になることが予想される場合、医療機関窓口でのお支払金額を自己負担限度額までに抑えることができます。	町民生活課 町民生活 G	7
	福祉	児童手当	中学生までの子どもを養育してる方に手当 が支給されます。	健康福祉課 福祉 G	6
子育て世代	福祉	児童扶養手当	ひとり親家庭で 18 歳までの子どもを養育 している方に支給されます。	健康福祉課 福祉 G	6
	福祉	特別児童扶養手当	心身に障がいを有する 20 歳未満の児童を 養育している方に支給されます。	健康福祉課 福祉 G	7
	福祉	母子父子寡婦福祉 資金貸付	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定、子どもの福祉の増進を図るために、無利子(又は低利子)で各種資金の貸付を行っています。	健康福祉課 福祉 G	14
	医療	麻しん風しん予防 接種費用助成	18歳~49歳の方の麻しん風しん混合予防接種、風しん予防接種にかかる費用を1人につき1回3,000円助成します。	健康福祉課 健康づくりG	8
	医療	乳児一般健康診査	医療機関で受ける生後1か月の健診の費用を助成します。申し出により3~6か月と9~11か月の時期の健診の費用助成も可能です。		7

対象	区分	支援策(名称)	概要	担当課 (担当グループ)	ページ
妊婦	保健	母子健康手帳交付	健やかな妊娠生活を送るため妊娠 11 週までの届け出をすすめています。妊娠期の健康相談、食事相談も行っています。	健康福祉課 健康づくりG	
YTNII	医療	妊婦一般健康診査 (妊婦健診)	定期の妊婦健診に対して、国が定める検査項目について全額助成します。(出産まで14回)		
産婦	医療	産婦一般健康診査	産後の1か月健診の費用を助成します。	健康福祉課 健康づくりG	7
乳児・産婦	保健	こんにちは赤ちゃ ん事業	出生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭に保健師が訪問します。赤ちゃんの発育状況の確認、産婦の健康状態の確認、育児相談等を行います。		
	福祉	重度心身障害者医 療費助成	条件に該当する方の医療費が無料です。	町民生活課 町民生活 G	7
全世代	医療	医療費の支給	一旦医療費を全額支払ったのちに、該当になるものは、国保の窓口で申請をすることで払い戻しが受けられます。	町民生活課 町民生活 G	
	福祉	ひとり親家庭医療 費助成	条件を満たした児童と保護者の医療費が無料 です。	町民生活課 町民生活 G	7

☎ 担当課連絡先一覧

担当課	グループ	電話番号	事務室所在
町民生活課	総合窓口グループ	0195-46-4735	
可尽土冶味	町民生活グループ	0195-46-4734	役場庁舎1階
	福祉グループ	0195-46-4736	
健康福祉課	健康づくりグループ	0195-46-4111	軽米町健康ふれあいセンター内 (県立軽米病院となり)
安業に飼金	農政企画グループ	0195-46-4739	
産業振興課	商工観光グループ	0195-46-4746	役場庁舎2階
総務課	企画グループ	0195-46-2111	
教育委員会事務局	教育総務グループ	0195-46-4743	- 役場庁舎 3階
	生涯学習グループ	0195-46-4744	1火物川 古 ソ阳
町立図書館		0195-46-4333	





出生届(町民生活課総合窓口グループ)

子どもが生まれたら、生後 14 日以内に出生届を提出しましょう。 【必要な持ち物】 ●出生届 ●母子健康手帳 ●印鑑 ●保険証

出産一時金(町民生活課 町民生活グループ)

健康保険加入の方には、子ども一人につき 42 万円が支給されます。

支給を受けるには申請が必要になる場合があります。社会保険の場合は会社を通じて、国民健康保険の場合は町民生活課町民生活グループへ申請しましょう。

【必要な持ち物】 ●印鑑 ●保険証 ●預金通帳 ●出産費用明細書 ●医療機関の代理契約に関する合意 文書 ●世帯主と出産した方の個人番号がわかるもの ●届出に来た方の本人確認書類

すこやかべビー祝金(町民生活課総合窓口グループ)

町内に1年以上居住する母親が第2子以降を出産した場合、次のお祝い(商品券や現金)を贈ります。

【必要な持ち物】 ●出生届 ●母子健康手帳

●印鑑 ●保険証

第2子	商品券 30,000 円分
第3子	商品券 50,000 円分
第4子以降	商品券 50,000 円分と現金 50,000 円

児童手当(健康福祉課 福祉グループ)

中学校卒業までの児童を養育している方に次の額が 支給されます。(所得制限あり)

【必要な持ち物】

●印鑑 ●保険証 ●預金通帳

児童の年齢		手当月額
3歳未満		15,000円
3歳~小学生	第1.2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中等	10,000円	
所得制限以上		5,000円

児童扶養手当(健康福祉課 福祉グループ)

母子世帯などの生活の安定や自立の促進のために18歳になる年度の3月(一定以上の障がいのあるとき

は20歳の誕生日前日の月)まで次の額が支給されます。(所得制限あり)

【必要な持ち物】 ●戸籍全部事項証明(謄本)

- ●住民票謄本 ●年金手帳 ●保険証
- ●預金通帳 ●印鑑など

対象児童	手当月額 (所得額により変動します)
第1子	42,290 円~ 9,990 円
第2子	第1子への支給額に 5,000~9,900 円を加算
第3子以降	第1子への支給額に 3,000~5,990 円を加算

特別児童扶養手当(健康福祉課 福祉グループ)

知的または身体に障がいのある 20 歳未満の児童を養育している保護者に支給されます。(所得制限あり)

【必要な持ち物】 ●戸籍全部事項証明 (謄本)

●住民票謄本 ●診断書 ●預金通帳 ●印鑑など

障がいの程度	手当月額
1級	児童一人につき、51,450円
2級	児童一人につき、34,270円

乳幼児医療費助成(町民生活課 町民生活グループ)

就学前までの乳幼児にかかる保険が適用される医療費は、医療機関の制限なく全額無料になります。

【必要な持ち物】 ●保険証 ●預金通帳 ●印鑑

※転入の方は所得·課税証明書が必要です。※出生による申請の場合は妊産婦医療費受給者証をお持ちください。

ひとり親家庭医療費助成(町民生活課 町民生活グループ)

次のいずれかの条件に該当する方には、医療費を全額助成します。

【条件】

- 18 歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を扶養している配偶者のいない男性または女性とその扶養を受けている児童
- ・父母のいない 18 歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童

【必要な持ち物】 ●保険証 ●預金通帳 ●印鑑



重度心身障害者医療費助成(町民生活課 町民生活グループ)

次のいずれかの条件に該当する方は、条件に該当した月の初日から条件に該当しなくなった月の末日まで医療費を全額助成します。

【条件】

- 身体障害者手帳1級または2級
- 特別児童扶養手当1級
- 療育手帳 A 級
- 障害基礎年金1級(特別障害給付金1級含む)

【必要な持ち物】

- ●保険証 ●預金通帳 ●印鑑
- ●身体障害者手帳(1級または2級のみ)
- ●特別児童扶養手当1級の証書
- ●障害者基礎年金1級の証書●療育手帳(A級のみ)

限度額認定証(町民生活課 町民生活グループ)

町の国民健康保険加入者の方は、医療費が高額になることが予想される場合、限度額認定証の交付を受けることで、医療機関窓口でのお支払い金額を自己負担限度額までに抑えることができます。

自己負担限度額は世帯の所得により5段階に区分されます。

所得区分(基礎控除後の所得)	自己負担限度額	40目
901 万円超	252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1%	140,100円
600万円超~901万円以下	167,400 円+(総医療費- 267,000 円)× 1%	93,000円
210万円超~600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1%	44,400 円
210万円以下	57,600円	44,400 円
住民税非課税	35,400円	24,600円

乳児・産婦一般健康診査(健康福祉課健康づくりグループ)

医療機関で受ける乳児健診は3回まで無料で受診できます。また、産後の1か月健診の費用を、5,000円を上限として助成します。

【必要な持ち物】 ●母子健康手帳 ●預金通帳 ●印鑑

予防接種(健康福祉課 健康づくりグループ)

定期予防接種の通知は、対象者に赤ちゃん訪問や乳幼児健診時に配布します。その他にインフルエンザの予防接種には1人1回2,500円を、18歳~49歳の方の麻しん風しん混合予防接種、風しん予防接種にかかる費用には1人につき1回3,000円を助成します。

【必要な持ち物】 ●母子健康手帳 ●通知書 ●予防接種予診票など



種類		接種期間と回数
BCG (結核)		生後5か月~8か月までに1回
四種混合 ジフテリア	1期(初回)	生後3か月から1歳までに20日~56日の間隔をおいて3回
破傷風百日咳	1期(追加)	1期初回の3回目を接種後に12か月から18か月の間隔を置いて1回
ポリオ	2期	11 歳~ 12 歳までに1回
	1期(初回)	3歳のうちに6日~56日の間隔をおいて2回
日本脳炎	1期(追加)	1期初回の2回目を接種して1年後を目安に1回
	2期	9歳~10歳までに1回
麻しん	1期	1歳のうちに1回
風しん混合	2期	小学校就学前の1年間で1回
ヒブワクチン	初回	生後2か月から7か月になるまでに1回目を接種し、その後27日以上の間隔を置いて計3回
	追加	初回の3回目の接種後に7か月から13か月までの間隔をおいて1回
小児肺炎球菌	初回	生後2か月から7か月になるまでに1回目を接種し、その後27日以上の間隔を置いて計3回
ワクチン	追加	初回3回目の接種後に60日以上の間隔をおいて生後12か月から15か月になるまでに1回
水痘ワクチン		1歳~3歳未満までに2回
D刑肺火	初回	生後 2か月~ 6 か月の間に 27 日以上の間隔をおいて 2 回
B型肺炎	追加	初回接種終了後、5~6か月の間隔をおいて、1歳の誕生日までに1回

健康診査(健康福祉課 健康づくりグループ)

対象の時期にお子さんの発育・栄養状態の確認、先天的な病気の有無・早期発見、予防接種の時期や種類の確認などを行います。また、歯科検診、フッ素塗布、歯科衛生士による歯磨き指導も行います。小児科医や歯科医、保健師、栄養士、歯科衛生士による相談も同時に行います。

【必要な持ち物】 ●母子健康手帳 ●通知書など



月齢(か月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	18	2歳	3歳	4歳
	乳児健診(2・4・7・10 か月の時には案内通知が届きます。)															
											1歳児	記健診とフッ素塗布				
各種健診										18 <i>†</i>)月児(建診と	フッ素	塗布		
												2歳児	記健診と	こフッ素	表塗布	
													3歳児	健診と	ニフッ素	素塗布

健診に行こう!

一乳児健診でこんなことします―

- 健診の対象者には、手紙でお知らせしています。
- ・生後7か月の乳児健診では本との出会いの機会を 提供する「ブックスタート」を行っています。
- 1歳以降の健診では、このほかに歯科医師による歯 科検診・歯科衛生士によるフッ素塗布があります。
- ・健診では、待ち時間にボランティアによる読み聞かせや保育士によるあやしかたの紹介などをしています。











从保育園・幼稚園においでよ! ∥

保育園

【問い合わせ先】 晴山保育園 (☎47-2020)

軽米保育園 (☎46-2905) 笹渡保育園 (☎45-2784) 小軽米保育園 (☎45-2680) 健康福祉課 (☎46-4736)



軽米保育園・小軽米保育園・晴山保育園 ……

【入園対象】 小学校就学前の乳幼児

【入園基準】 保護者の方が次に該当する場合

●仕事をしている方 ●産前産後の方 ●求職活動中の方 ●病気や障がいのある方

●ご家族などを介護している方 など

【保育時間】 月曜~土曜日 7:30~18:30 延長保育は19:00まで

短時間認定の場合 8:30~16:30 延長保育は7:30~19:00まで

●ご家族などを介護している方 など

【料金(月額)】 ●保育料 1,900円~31,500円(入所児の年齢や保護者の町民税額により異なります)

● その他 教材費、保護者会費などの集金

※常設保育園への入所児童が大変多くなっており、状況によっては、ご希望以外の施設となる場合もありますのでご了承ください。

【入園対象】 3歳児、4歳児、5歳児

【保育時間】 月曜~土曜日 8:30~16:00 延長保育は8:00~18:00

【料金(月額)】●利用料 1,500円

● その他 給食費、教材費、保護者会費などの集金

※一定条件により保育料・利用料の減免制度があります。

■申し込み方法 入園希望の施設または健康福祉課にお申し込みください。必要書類は各保育園または 健康福祉課福祉グループ(役場庁舎内)にあります。

幼稚園

【問い合わせ先】

軽米幼稚園(☎46-2229)

町教育委員会・教育総務グループ(☎46-4743)



【入園対象】 3歳児、4歳児、5歳児

【保育時間】 月曜~金曜日 8:30~14:00 延長保育は7:30~18:00まで

【料金(月額)】●保育料 1.400 円~ 4.000 円 町民税額の状況に応じた保育料となっています。

● 給食費 2,500 円程度

● その他 教材費 100 円、PTA 会費 500 円、絵本代 400 円程度の集金があります

※町民税所得割非課税以下の世帯、多子世帯には、一定の条件により保育料の減免制度があります。(詳しい制度の内容については、入園申込後にお知らせします。)

■申し込み方法 必要書類に記入の上、軽米幼稚園へお申し込みください。必要書類は、軽米幼稚園または町教育委員会(役場3階)にあります。



児童・生徒医療費助成(町民生活課 町民生活グループ)

就学時から 18 歳に達する年度の 3 月末までにかかる保険が適用される医療費は、医療機関の制限なく無料になります。町民生活課町民生活グループの窓口で医療費受給者証の発行を受けてください。

【必要な持ち物】

●印鑑●保険証●預金通帳●所得課税証明書(転入の場合)

『受給者証の使い方』

【申請方法】

受給者証を提示のうえ、医療費助成給付申請書を医療機関の窓口に提出してください。 県外の医療機関を受診する場合や、県内で申請書を出し忘れた場合は、以下の持ち物 をご用意の上、町民生活課町民生活グループの窓口へお越しください。

【必要な持ち物】

●印鑑●保険証●医療機関の領収書●医療費給付申請書

育英奨学金貸付(教育委員会事務局 教育総務グループ)

経済的理由により修学が困難な、高校、大学、または就学期間1年以上の各種専門学校などに在学する方に奨学金の貸付を行っています。

返済は、各種学校を卒業して1年後から、最長 15年以内で返済いただきます。

区分貸与月額大学や短期大学、専門学校など51,000 円以内高等専門学校30,000 円以内高等学校など15,000 円以内

【必要な持ち物】

- ●在学証明書(原本)または入学が確認できる書類
- 育英奨学金貸与申請書、家庭状況調書 家族全員分の住民票の写し(本籍の記載のあるもの)
- 家族全員の所得証明書

漢字検定・英語検定への助成(教育委員会事務局 教育総務グループ)

軽米中学校と軽米高校の生徒が漢字検定、英語検定を受験した場合、受験料を各年度に1度助成します。各学校で取りまとめを行いますので、担任の先生などへご連絡ください。



就学援助(教育委員会事務局 教育総務グループ)

経済的な理由により小・中学校への就学が困難な家庭に対し、学用品や給食費などを援助する制度です。 各学校で取りまとめを行っています。

放課後児童クラブ (健康福祉課 福祉グループ)

学校の授業終了後、安全な生活や遊びの指導、遊びの提供の場として、軽米児童クラブを設置しています。 健康福祉課福祉グループへお申し込みください。

【必要な持ち物】 印鑑

【場 所】 軽米町農村勤労福祉センター

【時 間】 平日…放課後から 18:30 まで 学校休業日…7:30~18:30 まで

【休所日】 日曜、祝日、年末年始

【対象】 日中に保護者の方が不在になる町内の小学生

【保育料】 月額 5.000 円 (下記の軽減制度あり)

- 母子または父子世帯で、前年度分の町民税非課税世帯 → 5 割減額
- 入所児童が2人以上の場合→第2子以降5割減額
- ・生活保護を受けている世帯→全額免除



放課後こども教室(教育委員会事務局 生涯学習グループ)

下校時間の早い低学年の子ども達が、高学年の子ども達の下校時間までの間、安全に過ごす場所を設け、 放課後における様々な体験活動や地域住民との交流の場を提供する事業です。町内各小学校で空き教室等を 利用して開催しています。

【場 所】 各小学校

【時 間】 平日…14:30~16:30 (学校によって異なります)

【休所日】 土曜、日曜、祝日、長期休業

|対象||町内の小学1~3年生

【費 用】 無料

詳しくは、各小学校または町教育委員会生涯学習グループまでお問い合わせください。











町で行う支援事業の一覧

X	分	支援策(名称)	内容	担当課
	t 労	農業経営力向上支援事業	集落営農・複数個別経営の法人化及び集落営農の組織化等の取り組みを支援します。	産業振興課 農政企画G
就		青年就農給付金事業	町内で新規に就農する方(原則 45 歳未満)に対し、国や県の 各種助成制度の情報提供やサポートを行います。	産業振興課 農政企画G
		中小企業者支援	町内で事業を営む中小企業者に対し、資金融資の利子補給や各 種助成制度の情報提供を行います。	産業振興課 商工観光G
医	_ //31	不妊治療助成	1回の治療につき10万円を限度に、夫婦が助成対象の治療にかかった費用に対して通算で5年、回数は通算10回を限度として治療費を助成します。	健康福祉課 健康づくり G
福		母子・父子及び 寡婦福祉資金貸付制度	修学資金や就職支度資金などにお困りの母子・父子家庭や寡婦 の方が受けることができる制度があります。	健康福祉課 福祉 G
	婚	出会い、結婚のサポート	出会いの機会を提供する"いきいき岩手"結婚サポートセンター「i -サポ」への登録料の支援をします。	健康福祉課 福祉 G
結		さわやかカップル祝い金	結婚した方に祝い金を贈呈します。	町民生活課 総合窓口 G
		結婚新生活支援事業	新婚世帯に住居費や引っ越し費用を補助します。	総務課 企画G

出会い、結婚のサポート(健康福祉課福祉グループ)

"いきいき岩手"結婚サポートセンター「i-サポ」への入会登録料(1万円で2年間有効)を1人につき 1回補助します。詳しくは、健康福祉課福祉グループへお問い合わせください。

「iーサポ」とは?

いきいき岩手 結婚サポートセンター [i-サポ] は、県と市町村、主要団体が手を取り合い、会員登録制による1対1の出会いの場を提供し、理想に合ったパートナー探しを全力でサポートしています。会ってみたい相手探しやお見合い相手を決めるのは会員本人で、専任のスタッフがマッチングの情報提供、お見合いのセッティングなど交際につながるまでをしっかりフォローします。

まずは、i-サポ盛岡(☎019-601-9955)へお気軽にお電話ください。

さわやかカップル祝い金(町民生活課 町民生活グループ)

町内在住者が婚姻し、婚姻後も軽米町内に1年以上居住する意思がある場合、祝い金として商品券 50,000 円を贈ります。

【必要な持ち物】 ●印鑑 ●本人確認のできる書類 ●住居が賃貸住宅の場合は賃貸借契約書の写し

軽米町結婚新生活支援事業 (総務課 企画グループ)

出会いの創出を目指し、新たに結婚した世帯に対して、住居費や引っ越し費用の一部を助成します。

【対象世帯】 町に婚姻届を提出し、町内に居住する新婚世帯です。

【補助金の額】 住居費と引っ越し費用の合算額で24万円を上限とします。

【対象経費】・住居費…新たに住宅を購入したり、賃借したりする際の費用(敷金、礼金、共益費や仲介手数料などを含みます)

・引っ越し費用…引っ越しの業者や運送業者への支払い、その他の引越に要した費用

【補助対象要件】以下のすべてを満たしてください。

①対象となる住居が町内にあること

②他の公的制度での家賃補助などを受けていないこと

③過去にこの制度での補助を受けたことがないこと

④町税などの未納がないこと

【必要な持ち物】①軽米町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書

②所得証明書 (一昨年中の所得がわかる書類) 2人分

③住宅の売買契約書(賃貸住宅の場合は賃貸借契約書) と領収書など支払額がわかる書類

④住宅手当支給証明書

⑤引っ越し費用がわかる書類(領収書など)

⑥戸籍全部事項証明 (謄本)

⑦住民票謄本

⑧納税状況を確認することに関する承諾書



母子・父子及び寡婦福祉資金貸付制度一覧

名 称	内容
事業開始資金	事業を開始するために必要な資金
事業継続資金	事業を継続するために必要な資金
修学資金	高校、大学などに就学するために必要な資金
技能習得資金	自動車運転免許など就職に必要な知識技能を習得するために必要な資金
修業資金	自動車運転免許など就職に必要な知識技能を習得するために必要な資金
就職支度資金	就職するために必要な資金
医療介護資金	医療または介護を受けるために必要な資金
生活資金	生活を安定・継続するために必要な資金
住宅資金	住宅を改修・改築・増築するために必要な資金
転 宅 資 金	住宅を移転するために必要な資金
就学支度資金	小・中・高校や大学へ入学するために必要な資金
結婚資金	結婚するために必要な資金



発行/軽米町総務課

〒 028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85 TEL 0195-46-2111 FAX 0195-46-2335 MAIL soumu@town.karumai.iwate.jp

http://www.town.karumai.iwate.jp